

改正後	改正前
<p>第3 事業の内容</p> <p>1 農地中間管理機構事業</p> <p>機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記1により補助します。</p> <p><u>ただし、(1)のウ及び(3)に掲げる事業については、農地売買等支援事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知)により補助します。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>1 農地中間管理機構事業</p> <p>機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記1により補助します。</p> <p><u>(1) 借受農地管理等事業</u></p> <p><u>機構が借り受けた農用地等の賃料又は保全管理及び新規就農者向けの研修事業に活用する農業用ハウスの設置に要する経費について補助します。</u></p> <p><u>(2) 農地中間管理事業等推進事業</u></p> <p><u>ア 都道府県推進事業</u></p> <p><u>農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業について補助します。</u></p> <p><u>イ 農地中間管理機構運営事業</u></p> <p><u>機構の運営及び業務委託等に必要経費について補助します。</u></p> <p><u>ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業(平成25年度補正予算事業)</u></p> <p><u>都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リストの作成及び企業参入セミナーの開催等に必要経費について</u></p>

(1) 農地中間管理機構推進事業

ア 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農用地等の賃料又は保全管理及び新規就

農者向けの研修事業に活用する農業用ハウスの設置に要する

経費について補助します。

イ 農地中間管理事業等推進事業

(ア) 都道府県推進事業

農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進

活動及び指導監督等の事業について補助します。

(イ) 農地中間管理機構運営事業

機構の運営及び業務委託等に必要な経費について補助し
ます。

(ウ) 企業リスト作成・セミナー開催事業（平成 25 年度補正予
算事業）

都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リ
ストの作成及び企業参入セミナーの開催等に必要な経費に
ついて補助します。

ウ 農地売買等支援事業

機構が規模縮小農家等から農業経営基盤強化促進法（昭和
55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 4 条
第 1 項に規定する農用地等を買い入れて、認定農業者等へ売
り渡し又は貸し付ける事業等（以下「農地売買等事業」とい
います。）について補助します。

エ 遊休農地解消緊急対策事業

て補助します。

(新設)

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構が行う、機構自らが借り受けた遊休農地^{*}に対する簡易な整備に要する経費について補助します。

(2) (略)

(3) 支援法人事業

支援法人(基盤強化法第11条の2第1項の規定による指定を受けた法人をいいます。)が、金融機関から機構及び旧農地保有合理化法人が行う(1)のウの事業を実施するための資金の調達に要する経費及び農地売買等事業の推進に要する経費について補助します。

(削る。)

2 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記2により補助します。

(1)・(2) (略)

(削る。)

(3) 機構集積協力金推進事業

(3) (略)

(新設)

2 遊休農地解消緊急対策事業

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構が行う、機構自らが借り受けた遊休農地^{*}に対する簡易な整備に要する経費について、別記2により補助します。

3 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記3により補助します。

(1)・(2) (略)

(3) 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアした

農業者及び農地^{*}の相続人に対し、協力金を交付します。

(4) 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する(1)及び(2)の協力金及び奨励金の交付に要する経費を補助します。

3 機構集積支援事業

機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあつては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記3により交付します。

(1)～(5) (略)

4 農業委員会サポートシステム改修事業

農地法施行規則の改正（農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第42号）における同規則の改正をいう。以下同じ。）による同規則第101条に規定する農地台帳の記録事項の追加や、円滑な[※]地域計画の目標地図の素案作成に向けた地図情報の更新等を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの改修等に必要な経費について、別記4により補助します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)のア及びイ並びに2の事業については、事業実施年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道

都道府県及び市町村が実施する(1)から(3)までの協力金及び奨励金の交付に要する経費を補助します。

4 機構集積支援事業

機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあつては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記4により交付します。

(1)～(5) (略)

5 農業委員会サポートシステム改修事業

農地法施行規則の改正（農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第42号）における同規則の改正をいう。以下同じ。）による同規則第101条に規定する農地台帳の記録事項の追加や、円滑な[※]地域計画の目標地図の素案作成に向けた地図情報の更新等を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの改修等に必要な経費について、別記5により補助します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)及び(2)並びに3の事業については、令和4年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府

府県基金事業として実施することができます。

(2) (略)

2 農地中間管理機構事業に係る農地中間管理機構推進事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業、遊休農地解消緊急対策事業並びに機構集積協力金交付事業

(1) 第3の1の(1)のア、イ及びエ並びに2の事業については、次により補助事業として実施します。

ただし、1により都道府県基金事業として実施するものは除きます。

(2)・(3) (略)

3 企業参入促進事業

(1) 第3の1の(2)の事業は、次により実施します。

(2)・(3) (略)

4 機構集積支援事業

(1) 第3の3の事業は、次により実施します。

(2)～(4) (略)

5 農業委員会サポートシステム改修事業

(1) 第3の4の事業は、次により実施します。

(2)・(3) (略)

第5 事業実施主体

1 農地中間管理機構事業

(削る。)

県基金事業として実施することができます。

(2) (略)

2 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業、遊休農地解消緊急対策事業並びに機構集積協力金交付事業

(1) 第3の1の(1)並びに(2)のア及びイ、2並びに3の事業については、次により補助事業として実施します。

ただし、1により都道府県基金事業として実施するものは除きます。

(2)・(3) (略)

3 企業参入促進事業

(1) 第3の1の(3)の事業は、次により実施します。

(2)・(3) (略)

4 機構集積支援事業

(1) 第3の4の事業は、次により実施します。

(2)～(4) (略)

5 農業委員会サポートシステム改修事業

(1) 第3の5の事業は、次により実施します。

(2)・(3) (略)

第5 事業実施主体

1 農地中間管理機構事業

(1) 借受農地管理等事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

(削る。)

(1) 農地中間管理機構推進事業

ア 借受農地管理等事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

イ 農地中間管理事業等推進事業

(ア) 都道府県推進事業及び企業リスト作成・セミナー開催事業の事業実施主体は、都道府県とします。

(イ) 農地中間管理機構運営事業の事業実施主体は、機構とします。

ウ 遊休農地解消緊急対策事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

(2) (略)

(削る。)

2 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業

ア・イ (略)

(2) (略)

3・4 (略)

第6 都道府県基金事業の実施等

(2) 農地中間管理事業等推進事業

ア 都道府県推進事業及び企業リスト作成・セミナー開催事業の事業実施主体は、都道府県とします。

イ 農地中間管理機構運営事業の事業実施主体は、機構とします。

(新設)

(3) (略)

2 遊休農地解消緊急対策事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

3 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業及び経営転換協力金交付事業

ア・イ (略)

(2) (略)

4・5 (略)

第6 都道府県基金事業の実施等

- 1 (略)
- 2 事業資金の管理
 - (1) (略)
 - (2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用してはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の2の事業資金相互間の流用

イ ア以外の流用（第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1及び2の事業間の流用に限る。）であって、第6の3の(3)のイにより申請し、第6の3の(4)の承認を受けた場合
 - (3)～(5) (略)
 - (6) 都道府県は、第5の1及び2の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。
- 3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等
 - (1) (略)
 - (2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の2の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。
 - (3)～(5) (略)

- 1 (略)
- 2 事業資金の管理
 - (1) (略)
 - (2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の3の事業資金相互間の流用

イ ア以外の流用（第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1及び3の事業間の流用に限る。）であって、第6の3の(3)のイにより申請し、第6の3の(4)の承認を受けた場合
 - (3)～(5) (略)
 - (6) 都道府県は、第5の1及び3の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。
- 3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等
 - (1) (略)
 - (2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の3の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の3の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。
 - (3)～(5) (略)

(6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1) から (5) までの手続を準用してください。

ア (略)

イ 第3の1及び2の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1及び2に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ (略)

4・5 (略)

6 都道府県基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、令和7年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。

(2)・(3) (略)

7・8 (略)

第7 農地中間管理機構事業に係る農地中間管理機構推進事業のうち借受農地管理等事業、農地中間管理事業等推進事業及び遊休農地解消緊急対策事業並びに機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合（補助事業と都道府県基金事業を同時に実施する場合を含みます。）の借受農地管理等事業、農地中間管理機構事業等推進事業、遊休農地解消緊急対策事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業及び機構集積協力金推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

(6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1) から (5) までの手続を準用してください。

ア (略)

イ 第3の1及び3の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1及び3に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ (略)

4・5 (略)

6 都道府県基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、令和6年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。

(2)・(3) (略)

7・8 (略)

第7 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業並びに機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合（補助事業と都道府県基金事業を同時に実施する場合を含みます。）の借受農地管理等事業、農地中間管理機構事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付することとし、その際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2・3 (略)

(削る。)

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付することとし、その際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2・3 (略)

第9 遊休農地解消緊急対策事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) 機構が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、機構の長は、遊休農地解消緊急対策事業実施計画（別紙様式第8号。以下「遊休農地解消計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2) 都道府県知事は、当該計画の内容について、必要な調整を行った上で、当該計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、別紙様式第8号により作成した遊休農地解消計画を、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、別紙様式第8号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(3) (2) により提出された遊休農地解消計画については、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。なお、(2)のただし書により当該計画が提出された場合にあっては、地方農政局長等は、(2)により提出された当該計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(4) 都道府県知事は、(3)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに機構の長に対して、当該計画を承認した旨の通知を行ってください。

(5) 当該計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続きを準用することとし、都道府県知事にあっては、作成した変更承認書を交付要綱第9の規定による変更等承認申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による地方農政局長等からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 事業の完了報告

(1) 機構の長は、毎年度、事業が完了したときは、遊休農地解消緊急対策事業完了報告書(別紙様式第8号。以下「遊休農地解消事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事に報告してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された当該完了報告書の内容を確認し、別紙様式8号により作成した遊休農地解消事業完了報告書を、交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、地方農政局長等へ報告してください。

1 事業実施計画の作成・承認の手続

- (1) 農業委員会等が、第5の3の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付申請時に添付してください。
- (3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱(以下「推進交付要綱」といいます。)第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、推進交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

- (4) 地方農政局長等は、(3)のただし書により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記3の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事

1 事業実施計画の作成・承認の手続

- (1) 農業委員会等が、第5の4の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付申請時に添付してください。
- (3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第10号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱(以下「推進交付要綱」といいます。)第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、推進交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

- (4) 地方農政局長等は、(3)のただし書により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記4の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事

に通知するものとします。

(5) 都道府県知事は、(4)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、農業委員会会長等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の長に対して、その旨の通知を行ってください。

(6) (略)

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8)・(9) (略)

(10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第11号。以下「システム管理事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きに

に通知するものとします。

(5) 都道府県知事は、(4)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、農業委員会会長等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の長に対して、その旨の通知を行ってください。なお、都道府県支援計画については、推進交付要綱第8の規定による変更等承認申請書に添付することとし、その際は同規定による変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

(6) (略)

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8)・(9) (略)

(10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第12号。以下「システム管理事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きに

よる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(11)・(12) (略)

2 機構集積支援事業の事業完了報告

(1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第9号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、推進交付要綱第13に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に提出してください。

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

(5) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(10)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「システム管理事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

よる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(11)・(12) (略)

2 機構集積支援事業の事業完了報告

(1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第9号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第9号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第10号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、推進交付要綱第13に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に提出してください。

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

(5) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(10)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第12号。以下「システム管理事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

第10 農業委員会サポートシステム改修事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農業委員会サポートシステム改修事業実施計画（別紙様式第12号。以下「システム改修事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2)・(3) (略)

2 事業の完了報告

全国農業委員会ネットワーク機構の長は、1の事業が完了したときは、農業委員会サポートシステム改修事業完了報告書（別紙様式第12号。以下「システム改修事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

第11 国及び都道府県等による補助等

1 (略)

2 都道府県の補助等

(1) (略)

(削る。)

第11 農業委員会サポートシステム改修事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の5の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農業委員会サポートシステム改修事業実施計画（別紙様式第13号。以下「システム改修事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2)・(3) (略)

2 事業の完了報告

全国農業委員会ネットワーク機構の長は、1の事業が完了したときは、農業委員会サポートシステム改修事業完了報告書（別紙様式第13号。以下「システム改修事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

第12 国及び都道府県等による補助等

1 (略)

2 都道府県の補助等

(1) (略)

(2) 遊休農地解消緊急対策事業

(2) 機構集積支援事業

ア・イ (略)

ウ 都道府県は、アの交付金の交付に当たっては、第9の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第12 補助金等の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書若しくはシステム改修事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

ア 機構は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限り、)について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

イ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第9の1の(2)の遊休農地解消計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(3) 機構集積支援事業

ア・イ (略)

ウ 都道府県は、アの交付金の交付に当たっては、第10の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第13 補助金等の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書若しくはシステム改修事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

2 都道府県は、国から1に基づき補助金等の返還命令があった場合は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業の事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

3 都道府県基金事業等又は機構集積支援事業の終了後において、事業実施主体から補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。

4 (略)

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業及び農業委員会サポートシステム改修事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、システム改修事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書、システム改修事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から4までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してく

2 都道府県は、国から1に基づき補助金等の返還命令があった場合は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業の事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

3 都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業の終了後において、事業実施主体から補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。

4 (略)

第14 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業、機構集積支援事業及び農業委員会サポートシステム改修事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、遊休農地解消計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、システム改修事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書、システム改修事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の7の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から5までの事業の終了の年度の翌

ださい。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第14 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、第3の1から4の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県等」といいます。）は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第13号）を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の3の（5）のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 （略）

第15 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業を実施するに当たり、地域計画の策定支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け

年度から起算して5年間（第3の3の事業に関連するものは10年間）保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第15 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、第3の1から5の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県等」といいます。）は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第14号）を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の（5）のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 （略）

第16 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業を実施するに当たり、地域計画の策定支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）、中山間

<p>28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知) 及び中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知) に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。</p> <p>第 16～第 18 (略)</p>	<p>地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知) 及び中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知) に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。</p> <p>第 17～第 19 (略)</p>
<p>別紙 都道府県基金事業実施に当たっての条件</p> <p>第 6 の 1 の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長及び市町村長(以下「機構の長等」といいます。)に対し、次に掲げる条件を付してください。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間(第 3 の 2 の事業に関連するものは 10 年間)整備保存しなければならないこと。</p> <p>ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。</p> <p>なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。</p>	<p>別紙 都道府県基金事業実施に当たっての条件</p> <p>第 6 の 1 の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長及び市町村長(以下「機構の長等」といいます。)に対し、次に掲げる条件を付してください。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間(実施要綱第 3 の 3 の事業に関連するものは 10 年間)整備保存しなければならないこと。</p> <p>ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。</p> <p>なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。</p>

5～8 (略)		5～8 (略)	
(別表1)		(別表1)	
用語	定義	用語	定義
担い手	次のいずれかの経営体をいう。 1 認定農業者 ① <u>基盤強化法第12条第1項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体</u> ② (略) 2～4 (略)	担い手	次のいずれかの経営体をいう。 1 認定農業者 ① <u>農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。)第12条第1項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体</u> ② (略) 2～4 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	経営転換	<u>以下に掲げる農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止することをいいます。</u> ① <u>土地利用型作物(稲(青刈り稲及びWCS用稲を含む。)麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、そば、なたね、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ)</u> ② <u>露地野菜等(野菜、ばれいしょ(でん粉原料用ばれいしょを除く)、甘しょ、豆類(大豆を除く)、飼料用作物(牧草を除く)、芝、たばこ)</u> ③ <u>施設野菜</u> ④ <u>露地果樹</u> ⑤ <u>施設果樹</u> ⑥ <u>露地花き</u> ⑦ <u>施設花き</u> ⑧ <u>茶</u> ⑨ <u>牧草</u> ⑩ <u>サトウキビ</u> ⑪ <u>その他(上記以外の農業生産部門)</u> <u>なお、機構集積協力金における「施設」は、ガラス室、ビニールハウスなど、加温・保温の容器的施設の中で各種作物の生育条件に合うように、温度、湿度、照度などの栽培環境を人工的に作り出すことが可能な農業部門</u>

			をいい、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マルチ栽培は含みません。
(削る。)	(削る。)	<u>農地の相続人</u>	<u>機構集積協力金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいいます。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	<u>自作地</u>	<p><u>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいいますが、以下の点に留意してください。</u></p> <p><u>1 「1年前の時点」について</u></p> <p><u>(1) 災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い、本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に貸し付けた日から1年以上であれば自作地として取り扱います。</u></p> <p><u>(2) 地域における協定等により貸借により集団転作（ブロック・ローテーション。以下「BR」といいます。）を行っていた場合には、自作地面積を以下のとおり取り扱うこととします。ただし、同一のBR地域の農業者全てに同一の要件を適用してください。</u></p> <p><u>ア BRについて、既に1ローテーションの計画期間を満了し、更に継続して取り組んでいる場合（イ以外の場合）</u></p>

			$\frac{\text{自作地面積} = \left[\begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行っ} \\ \text{た時点から、その時点} \\ \text{で参加しているBRの} \\ \text{計画期間に相当する期} \\ \text{間を遡った時点までの} \\ \text{間における自作地面積} \\ \text{の累計面積} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{左のB} \\ \text{Rの計} \\ \text{画期間} \\ \text{に相当} \\ \text{する期} \\ \text{間} \end{array} \right]} \div$
			<p>イ <u>BRに初めて参加し、計画期間を満了していない場合</u></p> $\text{自作地面積} = \left[\begin{array}{l} \text{機構への貸} \\ \text{付けを行っ} \\ \text{た時点から、} \\ \text{1年前まで} \\ \text{の間の、申請} \\ \text{者のBRの} \\ \text{取り組み面} \\ \text{積(自作地面} \\ \text{積含む)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{左の申請者の取} \\ \text{組が行われた年} \\ \text{における地域の} \\ \text{BRの自作地面} \\ \text{積の合計} \\ \text{左の申請者の取} \\ \text{組が行われた年} \\ \text{における地域の} \\ \text{BRの取組面積} \\ \text{の合計} \end{array} \right]$ <p>2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について <u>農作業の委託（特定農作業委託を含みます。）を含みます。</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	<u>土地収用</u>	<u>土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合をいいます。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

(別表2)

区分	内容	注意点	補助率
1 借受農地管理等事業			
賃料	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な農用地等の賃料		(略)
	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な新規就農者向けの研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料(研修用農用地等については、機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間(新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。)、就農用農用地等については、機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間が対象。)		(略)
保全管理経費	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な保全管理経費(管理経費(委託費を含みます。)、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭(委託費を含みます。))、支障物の撤去費		(略)
研修用の農業	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な研修	(略)	(略)

(別表2)

区分	内容	注意点	補助率
1 借受農地管理等事業			
賃料	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な農用地等の賃料		(略)
	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な新規就農者向けの研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料(研修用農用地等については、機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間(新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。)、就農用農用地等については、機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間が対象。)		(略)
保全管理経費	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な保全管理経費(管理経費(委託費を含みます。))、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭(委託費を含みます。))、支障物の撤去費		(略)
研修用の農業	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な研修用の	(略)	(略)

	用ハウスの資材費	用の農業用ハウスの設置時に要する資材費				用ハウスの資材費	農業用ハウスの設置時に要する資材費		
	研修用の農業用ハウスの設置費	第3の1の(1)の <u>ア</u> の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置費	(略)	(略)		研修用の農業用ハウスの設置費	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置費	(略)	(略)
2 農地中間管理事業等推進事業					2 農地中間管理事業等推進事業				
	謝金	第3の1の(1)の <u>ア</u> 及び <u>イ</u> の事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		(略)		謝金	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		(略)
	旅費	第3の1の(1)の <u>ア</u> 及び <u>イ</u> の事業を実施するために直接に必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		(略)		旅費	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		(略)
	事務等経費	第3の1の(1)の <u>ア</u> 及び <u>イ</u> の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限り。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限り。))等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所		(略)		事務等経費	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限り。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限り。))等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所		(略)

	等使用料（負担金）、消耗品、賃金・報酬・給料（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価）、職員手当等（臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。）、共済費（臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）、労働者派遣料、弁護士相談料（第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。）				等使用料（負担金）、消耗品、賃金・報酬・給料（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価）、職員手当等（臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。）、共済費（臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）、労働者派遣料、弁護士相談料（第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。）、 <u>市町村等（機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。）</u> に対する [*] <u>農用地利用集積等促進計画の原案作成に係る協力金（第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。）</u>		
備品費	<u>第3の1の(1)のア及びイ</u> の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー（ <u>第3の1の(1)のア及びイ</u> の事業で機構が購入するものに限ります。）	(略)	(略)	備品費	<u>第3の1の(1)及び(2)</u> の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー（ <u>第3の1の(1)及び(2)</u> の事業で機構が購入するものに限ります。）	(略)	(略)
委託費	<u>第3の1の(1)のイの(イ)</u> の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に支払う実働に応じ	(略)	(略)	委託費	<u>第3の1の(2)のイ</u> の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に支払う実働に応じた賃	(略)	(略)

		た賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含みます。)				金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含みます。)		
	公課費	印紙税、自動車重量税(第3の1の(1)のイの事業で取得した自動車に係るものに限り ます。)		(略)		印紙税、自動車重量税(第3の1の(2)の事業で取得した自動車に係るものに限り ます。)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 遊休農地解消 緊急対策事業		第3の1の(1)のエの事業を実施するために必要な遊休農地の解消経費(遊休農地に実施する簡易な整備(草刈り、 <u>拔根(ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。)</u> 、 <u>整地等</u>)に要する経費)		定額 た だし、 上 限 単 価 を10 ア ー ル 当 た り 43千 円と しま す。	(新設)	(新設)		(新設)
4 企業参入促進 事業					3 企業参入促進 事業			
	謝金	第3の1の(2)の事業を実施するために直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者及び講師等に対する謝金		(略)		第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者及び講師等に対する謝金		(略)
	旅費	第3の1の(2)の事業を実施するために直接に必要な ① 会議、打合せに出席した職員その他の出席者に		(略)		第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な ① 会議、打合せに出席した職員その他の出席者に		(略)

		対して支払う旅費 ② 講師に対して支払う旅費				対して支払う旅費 ② 講師に対して支払う旅費			
	事務等経費	第3の1の(2)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑役務費(手数料、印紙代)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員等設置費(本事業を実施するため、新たに雇用した専門員(企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者)に対して支払う実働に応じた対価)、技能者給(本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業務に対して支払う実働に応じた対価)、諸手当、共済費(社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		(略)		事務等経費	第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑役務費(手数料、印紙代)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員等設置費(本事業を実施するため、新たに雇用した専門員(企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者)に対して支払う実働に応じた対価)、技能者給(本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業務に対して支払う実働に応じた対価)、諸手当、共済費(社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		(略)
	委託費	第3の1の(2)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		(略)		委託費	第3の1の(3)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		(略)
	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)		(削る。)	4 遊休農地解消緊急対策事業	第3の2の事業を実施するために必要な遊休農地の解消			定額

					経費（遊休農地に実施する簡易な整備（草刈り、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、整地等）に要する経費）		ただし、上限単価を10アール当たり43千円とします。
5 機構集積協力金交付事業					5 機構集積協力金交付事業		
機構集積協力金	第3の2の(1)及び(2)の事業により交付される協力金		(略)		機構集積協力金	第3の3の(1)から(3)までの事業により交付される協力金	(略)
推進事業費	第3の2の(3)の事業により交付される推進事業費	(略)			推進事業費	第3の3の(4)の事業により交付される推進事業費	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
6 機構集積支援事業					6 機構集積支援事業		
旅費	第3の3の事業を実施するために必要な ①・② (略)	(略)	定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあつて		旅費	第3の4の事業を実施するために必要な ①・② (略)	(略) 定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあつて

			は、1 ／ 2 以 と す る。				は、1 ／ 2 以 と す る。
報酬・賃 金	第3の3の事業を実施する ために必要な弁護士、行政書 士及び講師等に対して支払う 報酬又は謝金	(略)	定 額 た だ し、 第3 の3 の (4) のイ にあ って は、1 ／ 2 以 と す る。	報酬・賃 金	第3の4の事業を実施する ために必要な弁護士、行政書 士及び講師等に対して支払う 報酬又は謝金	(略)	定 額 た だ し、 第3 の4 の (4) のイ にあ って は、1 ／ 2 以 と す る。
賃金・給 与・報 酬・職員 手当等	第3の3の事業を実施する ために必要な ① (略) ② 各種調査を行うために臨 時的に雇用した者に対して 支払う実働に応じた対価 第3の3の(4)の事業を実 施するために必要な調査員に 対して支払う実働に応じた対 価	(略)	定 額 た だ し、 第3 の3 の (4) のイ にあ って	賃金・給 与・報 酬・職員 手当等	第3の4の事業を実施する ために必要な ① (略) ② 各種調査を行うために臨 時的に雇用した者に対して 支払う実働に応じた対価 第3の4の(4)の事業を実 施するために必要な調査員に 対して支払う実働に応じた対 価	(略)	定 額 た だ し、 第3 の4 の (4) のイ にあ って

			は、1 ／ 2 以 と す る。				は、1 ／ 2 以 と す る。
手当	第3の3の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	(略)	定額 た だ し、 第3 の3 の (4) のイ にあ つて は、1 ／ 2 以 と す る。	手当	第3の4の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	(略)	定額 た だ し、 第3 の4 の (4) のイ にあ つて は、1 ／ 2 以 と す る。
予納金	第3の3の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		(略)	予納金	第3の4の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		(略)
印刷製 本費	第3の3の事業を実施するために必要な ①・② (略)		定額 た だ し、 第3 の3 の	印刷製 本費	第3の4の事業を実施するために必要な ①・② (略)		定額 た だ し、 第3 の4 の

			(4)のイにあつては、1/2以内とする。				(4)のイにあつては、1/2以内とする。
借料及び使用料	第3の3の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、プリンターのリース費用等(ただし、別記3の第2の1の(5)における農業委員会サポートシステムに係るハードウェア等のリース費用は除く。)		定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。	借料及び使用料	第3の4の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、プリンターのリース費用等(ただし、別記3の第2の1の(5)における農地台帳システムに係るハードウェア及びソフトウェア等のリース費用は除く。)		定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。
雑役務費	第3の3の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等		定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)	雑役務費	第3の4の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等		定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)

				のイ にあ って は、1 ／2 以 内 す る。					のイ にあ って は、1 ／2 以 内 す る。
通信運 搬費	第3の3の事業を実施する ために必要な通信料、郵便料、 運送料及び発送料等		定額 た だし、 第3 の3 の (4) のイ にあ って は、1 ／2 以 内 す る。		通信運 搬費	第3の4の事業を実施する ために必要な通信料、郵便料、 運送料及び発送料等		定額 た だし、 第3 の4 の (4) のイ にあ って は、1 ／2 以 内 す る。	
備品購 入費	第3の3の事業を実施する ために必要な農業委員会の総 会又は部会における議事録作 成や農地の利用状況調査に必 要な事務機械器具等の購入費	(略)	定額 た だし、 第3 の3 の (4) のイ		備品購 入費	第3の4の事業を実施する ために必要な農業委員会の総 会又は部会における議事録作 成や農地の利用状況調査に必 要な事務機械器具等の購入費	(略)	定額 た だし、 第3 の4 の (4) のイ	

				にあては、1/2以内とする。					にあては、1/2以内とする。
消耗品費	第3の3の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	(略)	定額	ただし、第3の3の(4)のイにあては、1/2以内とする。	消耗品費	第3の4の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	(略)	定額	ただし、第3の4の(4)のイにあては、1/2以内とする。
システム改修費	第3の3の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等		(略)		システム改修費	第3の4の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等		(略)	
委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃		定額	た	委託費	第3の4の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃		定額	た

		金・給与・報酬・職員手当等、 共済費等を含みます。)		だし、 <u>第 3 の 3</u> の (4) のイ にあ って は、1 ／ 2 以 内 と す る。			金・給与・報酬・職員手当等、 共済費等を含みます。)		だし、 <u>第 3 の 4</u> の (4) のイ にあ って は、1 ／ 2 以 内 と す る。
	その 他 の経費	(略)		定 額 た だ し、 <u>第 3 の 3</u> の (4) のイ にあ って は、1 ／ 2 以 内 と す る。		その 他 の経費	(略)		定 額 た だ し、 <u>第 3 の 4</u> の (4) のイ にあ って は、1 ／ 2 以 内 と す る。
7 農業委員会サ ポートシステム 改修事業						7 農業委員会サ ポートシステム 改修事業			
	報酬・謝	<u>第 3 の 4</u> の事業を実施する		(略)			報酬・謝	<u>第 3 の 5</u> の事業を実施する	(略)

金	ために必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対して支払う報酬又は謝金		
旅費	第3の4の事業を実施するために必要な資料の収集、会議への出席等をした職員及び専門家に対して支払う旅費		(略)
システム改修費	第3の4の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料等		(略)
(略)	(略)		(略)

金	ために必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対して支払う報酬又は謝金		
旅費	第3の5の事業を実施するために必要な資料の収集、会議への出席等をした職員及び専門家に対して支払う旅費		(略)
システム改修費	第3の5の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料等		(略)
(略)	(略)		(略)

別記様式第1号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	

令和〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）

1～9 (略)

別記様式第1号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	

令和〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）

1～9 (略)

10 遊休農地の解消

(新設)

(1) 遊休農地解消面積

(単位：ha、本)

区分		単年度活動分	累計（本年度末）
解消面積			
	うち草刈り		
	うち除礫		
	うち耕起・整地		
	うちその他 ()		
抜根本数			

注1：「解消面積」及び「抜根本数」について、事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。なお、「単年度活動分」及び「累計（本年度末）」欄は、本事業による解消面積及び抜根本数のみを記載してください。

注2：「解消面積」について、解消予定（又は解消済み）の遊休農地の位置及び面積等が分かる資料（地図、写真等）を添付してください。

(2) 解消状況

ア 地目

(単位：ha)

区分	農地		合計
	田	畑	
単年度活動分			

累計（本年度末）			
----------	--	--	--

イ 農地利用状況

(単位：ha)

区分	新規就農者以外		新規就農者への活用			合計
	中間保有	転貸	中間保有	研修実施	転貸	
単年度活動分						
累計（本年度末）						

別紙様式第3号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	市町村

令和〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 集約化奨励金交付事業	円	円
(削る。)	(削る。)	(削る。)

別紙様式第3号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	市町村

令和〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 集約化奨励金交付事業	円	円
3 経営転換協力金交付事業	円	円

3 機構集積協力金 推進事業	円	円
合計	0円	0円

2 (略)

3 集約化奨励金交付事業

「地域」名	交付単価区分	交付対象面積 (A)	交付単価 (B)	交付額 (A×B)	地域計画の地域名 (地域内農業集落名)	成果目標
	転貸①					
	転貸②					
	受託					
	計					
合計						

(削る。)

4 機構集積協力金 推進事業	円	円
合計	0円	0円

2 (略)

3 集約化奨励金交付事業

「地域」名	交付単価区分	交付対象面積 (A)	交付単価 (B)	交付額 (A×B)	地域計画の地域名 (地域内農業集落名)	(新設)
	転貸					
	(新設)					
	受託					
	計					
合計						

4 経営転換協力金交付事業

	事業量	対象戸数	交付額
経営転換	a	戸	円
リタイア	a	戸	円
相 続	a	戸	円
合 計	0a	0戸	0円

4 (略)

作成要領

【地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業共通】

(1)～(5) (略)

1 (略)

2 集約化奨励金交付事業

(1)「交付単価区分」は以下のとおりです。

- ① 「転貸①」とは、機構から転貸された農地（「転貸②」を除く。）
- ② 「転貸②」とは、機構から転貸された農地であって、目標地区において農業を担う者が位置付けられていない農地
- ③ 「受託」とは、機構を通じて農作業受託した農地

(2)成果目標は、以下のいずれかを記載してください。

- ① 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ② 生産コストの10%以上の削減
- ③ ほ場作業時間の10%以上の削減
- ④ 地方農政局等と協議した上記に準ずる目標

(削る。)

別紙様式第4-1号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	都道府県

令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

5 (略)

作成要領

【地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業共通】

(1)～(5) (略)

1 (略)

2 集約化奨励金交付事業

「交付単価区分」は以下のとおりです。

- ① 「転貸」とは、機構から転貸された農地
- ② 「受託」とは、機構を通じて農作業受託した農地

3 経営転換協力金交付事業

「事業量」は交付要件を満たす貸付面積を記載してください。

別紙様式第4-1号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	都道府県

令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計					1 事業費合計				
(1) 事業費					(1) 事業費				
事業名	事業費				事業名	事業費			
	(略)	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他		(略)	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1) 都道府県基金事業分	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) 都道府県基金事業分	(略)	(略)	(略)	(略)
① (略)					① (略)				
② 機構集積協力金交付事業					② 機構集積協力金交付事業				
ア・イ (略)					ア・イ (略)				
(削る。)					ウ 経営転換協力金交付事業				
ウ (略)					エ (略)				
(2) 補助事業分					(2) 補助事業分				
① 農地中間管理機構事業					① 農地中間管理機構事業				
ア (略)					ア (略)				
イ (略)					イ (略)				
ウ 遊休農地解消緊急対策事業					(新設)				

②機構集積 協力金交 付事業 ア・イ (略) (削る。)				
ウ (略)				

②機構集積 協力金交 付事業 ア・イ (略) ウ 経営 轉換協 力金交 付事業 エ (略)				
エ (略)				

(略)

(略)

(2) 実質的負担額

事業名	実質的負担額			
		うち都道府 県分	うち機構分	その他
農地中間管 理事業等推 進事業のう ち定額 (7/10相 当)	(略)	(略)	(略)	(略)
農地中間管 理事業等推 進事業のう ち定額 (6/10相 当)				
合計	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(2) 実質的負担額

事業名	実質的負担額			
		うち都道府 県分	うち機構分	その他
農地中間管 理事業等推 進事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
合計	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(3) 事業費のうち国庫補助金以外の割合

事業名	総計			割合 ③/①
	①=②+③	うち国庫補助金②	うち国庫補助金以外③	
農地中間管理事業等推進事業のうち定額(7/10相当)	(略)	(略)	(略)	(略)
農地中間管理事業等推進事業のうち定額(6/10相当)				

注：「国庫補助金」は(1)の事業費欄の(1)の①のイの(ア)及び(イ)並びに(2)の①のイの(ア)及び(イ)の国庫補助金の合計額を記載してください。

「国庫補助金以外」は(1)の事業費欄の(1)の①のイの(ア)及び(イ)並びに(2)の①のイの(ア)及び(イ)の国庫補助金を除いた額と(2)の実質的負担額の合計額を記載してください。

なお、「割合」については、総計に占める「国庫補助金以外」の割合を記載してください。

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) (略)

(2) 農地中間管理機構運営事業

事項	内容	対象人数/ 委託先数	金額

(3) 事業費のうち国庫補助金以外の割合

事業名	総計			割合 ③/①
	①=②+③	うち国庫補助金②	うち国庫補助金以外③	
農地中間管理事業等推進事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				

注：「国庫補助金」は(1)の事業費欄の(1)の①のウの(ア)及び(イ)並びに(2)の①のウの(ア)及び(イ)の国庫補助金の合計額を記載してください。

「国庫補助金以外」は(1)の事業費欄の(1)の①のウの(ア)及び(イ)並びに(2)の①のウの(ア)及び(イ)の国庫補助金を除いた額と(2)の実質的負担額の合計額を記載してください。

なお、「割合」については、総計に占める「国庫補助金以外」の割合を記載してください。

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) (略)

(2) 農地中間管理機構運営事業

事項	内容	対象人数/ 委託先数	金額

①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）			
うち機構専任職員			
うち公社内兼任職員			
うち臨時職員（機構）			
うちその他			
②旅費			
（削る。）			
③委託費			
うち市町村			
うち農業協同組合			
うち市町村農業公社			
うち土地改良区			
うち民間企業			
うちその他			

①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）			
うち機構専任職員			
うち公社内兼任職員			
うち臨時職員（機構）			
うちその他			
②旅費			
③農用地利用集積等促進計画案作成協力金			
④委託費			
うち市町村			
うち農業協同組合			
うち市町村農業公社			
うち土地改良区			
うち民間企業			
うちその他			

④その他			
うち事務所使用料、パソコンのリース料、プリンター・複合機のリース料			
合計			

(3) 実質的負担額の内訳

事項	内容	対象人数	金額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）			
うち臨時職員（都道府県）			
うち派遣職員（都道府県等）			
うち兼任職員（都道府県等）			
うちその他			
②旅費			
③その他			
うち事務所使用料、パソコンのリース料、プリンター・複合機のリース料			
合計			

⑤その他 (新設)			
合計			

(3) 実質的負担額の内訳

事項	内容	対象人数	金額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）			
うち臨時職員（都道府県）			
うち派遣職員（都道府県等）			
うち兼任職員（都道府県等）			
うちその他			
②旅費			
③その他 (新設)			
合計			

(4) (略)

3 (略)

4

(1) 交付対象面積

地域集積協力金の交付対象面積	集約化奨励金の交付対象面積	(削る。)

(2) 市町村別内訳

市町村名	地域集積協力金	集約化奨励金	(削る。)	機構集積協力金推進事業	計
					0円
					0円
					0円
合計	0円	0円	(削る。)	0円	0円

※1・※2 (略)

※3 2の(1)及び(2)並びに3の推進事業等については、第3の1の(1)のイの(ア)及び(イ)並びに第3の2の(3)に要する経費を記載します。

※4・※5 (略)

(削る。)

(4) (略)

3 (略)

4 機構集積協力金交付事業の計画

(1) 交付対象面積

地域集積協力金の交付対象面積	集約化奨励金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積

(2) 市町村別内訳

市町村名	地域集積協力金	集約化奨励金	経営転換協力金	機構集積協力金推進事業	計
					0円
					0円
					0円
合計	0円	0円	0円	0円	0円

※1・※2 (略)

※3 2の(1)及び(2)並びに3の推進事業等については、第3の1の(2)のア及びイ並びに第3の3の(3)に要する経費を記載します。

※4・※5 (略)

※6 2の(2)の③については、機構法第19条第1項に規定する市

<p>※6 (略)</p> <p>※7 2の(1)から(3)までのその他については、人件費、旅費及び委託費以外の経費について記載します。</p> <p>※8 (略)</p>	<p><u>町村等に対する農用地利用集積等促進計画の原案作成に係る協力金を支払う場合に記載します。</u></p> <p>※7 (略)</p> <p>※8 2の(1)から(3)までのその他については、人件費、旅費、<u>農用地利用集積等促進計画案作成協力金</u>及び委託費以外の経費について記載します。</p> <p>※9 (略)</p>																						
<p>別紙様式第5号</p> <p>令和〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>機構集積協力金交付事業勘定収支決算表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 収入</p> <table border="1" data-bbox="107 1109 1086 1396"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事業別内訳</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>①・② (略) (削る。)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)・(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績	(1) 事業別内訳	円	①・② (略) (削る。)	円	③ (略)		(2)・(3) (略)	(略)	<p>別紙様式第5号</p> <p>令和〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>機構集積協力金交付事業勘定収支決算表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 収入</p> <table border="1" data-bbox="1131 1109 2116 1396"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事業別内訳</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>①・② (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ <u>経営転換協力金交付事業費</u></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④ (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)・(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績	(1) 事業別内訳	円	①・② (略)		③ <u>経営転換協力金交付事業費</u>	円	④ (略)		(2)・(3) (略)	(略)
項目	実績																						
(1) 事業別内訳	円																						
①・② (略) (削る。)	円																						
③ (略)																							
(2)・(3) (略)	(略)																						
項目	実績																						
(1) 事業別内訳	円																						
①・② (略)																							
③ <u>経営転換協力金交付事業費</u>	円																						
④ (略)																							
(2)・(3) (略)	(略)																						

合計 ((1)+(2)+(3))	円
------------------	---

3 支出

項目	実績		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
(1) 本年度補助金交付額	円	円	円
①・② (略)	円	円	円
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
③ (略)	円	円	円
(1) (略)	円	—	—
合計 ((1)+(2))	円	円	円

4 翌年度への繰越額

項目	実績
(1) 事業別内訳	円
①・② (略)	円
(削る。)	(削る。)
③ (略)	円
(2) (略)	円
(3) (略)	円
合計 ((1)+(2)+(3))	円

(略)

別紙様式第7号

合計 ((1)+(2)+(3))	円
------------------	---

3 支出

項目	実績		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
(1) 本年度補助金交付額	円	円	円
①・② (略)	円	円	円
③ 経営転換協力金交付事業費	円	円	円
④ (略)	円	円	円
(2) (略)	円	—	—
合計 ((1)+(2))	円	円	円

4 翌年度への繰越額

項目	実績
(1) 事業別内訳	円
①・② (略)	円
③ 経営転換協力金交付事業費	円
④ (略)	円
(2) (略)	円
(3) (略)	円
合計 ((1)+(2)+(3))	円

(略)

別紙様式第7号

<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: center;">(団体名) (代表者氏名)</p> <p>令和 年度企業参入促進事業実施計画の提出について</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: center;">(団体名) (代表者氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>令和 年度企業参入促進事業実施計画の提出について</p> <p>(略)</p>
<p>(削る。)</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>別紙様式第8号</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事 (農林水産省経営局長) 宛 (〇〇地方農政局長) (内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇農地中間管理機構の長 (〇〇都道府県知事) 氏 名</p> <p>令和 年度遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認(変更)申請 について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25 経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第9の1に基づき、別添の</p>

とおりに遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認（変更）を申請します。

注1：機構が都道府県知事へ事業実施計画を提出する場合は、件名の「承認（変更）申請」を「提出」とし、本文の「遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認（変更）を申請」を「遊休農地解消緊急対策事業実施計画を提出」としてください。

注2：事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第9の1に基づき、別添のとおりに遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認（変更）を申請」を「第9の2に基づき、別添のとおりに遊休農地解消緊急対策事業完了報告書により報告」としてください。

注3：記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

(別添)

令和 年度 遊休農地解消緊急対策事業実施計画（事業完了報告書）

1 事業費内訳

(単位：円)

	事業費	負担区分				備考
		国費	都道府県	農地中間管理機構	その他 ()	

遊休農地 解消に要 する経費 (又は要 した経 費)						
合計						

注1：「事業費」欄は、遊休農地解消緊急対策解消事業の実施に当たり、国庫補助金を超えて実際に要する経費（又は実際に要した経費）を記載してください。

注2：本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をかつこ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。

注3：「その他」は市町村等が負担する場合に記入してください。また、（ ）は想定する負担する者（又は実際の負担した者）を記載してください。

2 遊休農地解消面積

(単位：ha、本)

区分	単年度活動分	累計（本年度末）
解消面積		
うち草刈り		
うち除礫		
うち耕起・整地		
うちその他 ()		
抜根本数		

注1：「解消面積」及び「抜根本数」について、事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。なお、「単年度活動分」及び「累計（本年度末）」欄は、本事業による解消面積及び抜根本数のみを記載してください。

注2：「解消面積」について、解消予定（又は解消済み）の遊休農地の位置及び面積等がわかる資料（地図、写真等）を添付してください。

3 解消状況

(1) 地目

(単位：ha)

区分	農地		合計
	田	畑	
単年度活動分			
累計（本年度末）			

(2) 農地利用状況

(単位：ha)

区分	新規就農者以外		新規就農者への活用			合計
	中間保有	転貸	中間保有	研修実施	転貸	
単年度活動分						
累計（本年度末）						

別紙様式第8号

別紙様式第9号

番 号

番 号

年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇

農業委員会ネットワーク機構
(団体名) 〇〇〇〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の 1 の (1) に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

(注 1) 農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第 9 の 1 の (1)」に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を「第 9 の 2 の (1)」に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてください。

(注 2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が事業実施計画を提出する場合は、本文の「第 9 の 1 の (1)」を「第 9 の 1 の (2)」とし、事業完了報告書を提出する場合は、注 1 に準ずるものとします。

(注 3) (略)

(別添) (略)

(別紙) (略)

別紙様式第 9 号

年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇

農業委員会ネットワーク機構
(団体名) 〇〇〇〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 10 の 1 の (1) に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

(注 1) 農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第 10 の 1 の (1)」に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を「第 10 の 2 の (1)」に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてください。

(注 2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が事業実施計画を提出する場合は、本文の「第 10 の 1 の (1)」を「第 10 の 1 の (2)」とし、事業完了報告書を提出する場合は、注 1 に準ずるものとします。

(注 3) (略)

(別添) (略)

(別紙) (略)

別紙様式第 10 号

<p>地方農政局長 宛</p> <p style="text-align: center;">〇〇都道府県知事 氏 名</p> <p>令和〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請（届出）について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 9 の 1 の（3）</u>に基づき、別添のとおり〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請（届出）します。</p> <p>（注 1） （略）</p> <p>（注 2） 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「<u>第 9 の 1 の（3）</u>に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認を申請します」を「<u>第 9 の 2 の（3）</u>に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。</p> <p>（注 3） （略）</p> <p>（別添） （略）</p> <p>（別紙） （略）</p>	<p>地方農政局長 宛</p> <p style="text-align: center;">〇〇都道府県知事 氏 名</p> <p>令和〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請（届出）について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 10 の 1 の（3）</u>に基づき、別添のとおり〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請（届出）します。</p> <p>（注 1） （略）</p> <p>（注 2） 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「<u>第 10 の 1 の（3）</u>に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認を申請します」を「<u>第 10 の 2 の（3）</u>に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。</p> <p>（注 3） （略）</p> <p>（別添） （略）</p> <p>（別紙） （略）</p>
<p>別紙様式<u>第 10 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p>別紙様式<u>第 11 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>

<p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: center;">(団体名) (代表者名)</p> <p>令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 9 の 1 の（7）</u>に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。</p> <p>（注 1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「<u>第 9 の 1 の（7）</u>に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「<u>第 9 の 2 の（4）</u>に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。</p> <p>（注 2）（略）</p> <p>（別添）（略）</p>	<p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: center;">(団体名) (代表者名)</p> <p>令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 10 の 1 の（7）</u>に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。</p> <p>（注 1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「<u>第 10 の 1 の（7）</u>に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「<u>第 10 の 2 の（4）</u>に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。</p> <p>（注 2）（略）</p> <p>（別添）（略）</p>
<p>別紙様式<u>第 11 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: center;">(団体名) (代表者名)</p> <p>令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25</p>	<p>別紙様式<u>第 12 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: center;">(団体名) (代表者名)</p> <p>令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25</p>

<p>経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知 <u>第 9 の 1</u> の (10) に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認 (変更) を申請します。</p> <p>(注 1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認 (変更) 申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「<u>第 9 の 1</u> の (10) に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認 (変更) を申請します」を「<u>第 9 の 2</u> の (5) に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。</p> <p>(注 2) (略)</p> <p>(別添) (略)</p> <p>別紙様式 <u>第 11 号</u> 別添 (略)</p>	<p>経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知 <u>第 10 の 1</u> の (10) に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認 (変更) を申請します。</p> <p>(注 1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認 (変更) 申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「<u>第 10 の 1</u> の (10) に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認 (変更) を申請します」を「<u>第 10 の 2</u> の (5) に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。</p> <p>(注 2) (略)</p> <p>(別添) (略)</p> <p>別紙様式 <u>第 12 号</u> 別添 (略)</p>
<p>別紙様式 <u>第 12 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: right;">(団 体 名) (代 表 者 名)</p> <p>令和〇年度農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認 (変更) 申請について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱 (平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知) <u>第 10 の 1</u> の (1) に基づき、別添のとおり農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認 (変更) を申請します。</p>	<p>別紙様式 <u>第 13 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: right;">(団 体 名) (代 表 者 名)</p> <p>令和〇年度農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認 (変更) 申請について</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱 (平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知) <u>第 11 の 1</u> の (1) に基づき、別添のとおり農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認 (変更) を申請します。</p>

<p>(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「<u>第10の1の(1)</u>に基づき、別添のとおり農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認(変更)を申請します」を「<u>第10の2</u>に基づき、農業委員会サポートシステム改修事業完了報告書を提出します」としてください。</p> <p>(別添) (略)</p>	<p>(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「<u>第11の1の(1)</u>に基づき、別添のとおり農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認(変更)を申請します」を「<u>第11の2</u>に基づき、農業委員会サポートシステム改修事業完了報告書を提出します」としてください。</p> <p>(別添) (略)</p>
<p>別紙様式第13号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度交付決定前着手届</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事 (団体名) 氏 名 (代表者氏名)</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知) <u>第14の1</u>のただし書きに基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第14号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度交付決定前着手届</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事 (団体名) 氏 名 (代表者氏名)</p> <p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知) <u>第15の1</u>のただし書きに基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>

(別記1)

農地中間管理機構事業

第4 遊休農地解消緊急対策事業

1 本事業の対象

(1) ^{*}農用地区域内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地とします。

(2) 機構が農地中間管理権（使用貸借のみとします。）を10年以上設定し、機構が遊休農地を借受け・解消した年度から翌年度までに貸付け又は研修事業への活用が見込まれる遊休農地を対象とします。

2 対象となる経費

草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費を対象とします。

ただし、「その他必要と認められる経費」については、事前に地方農政局等へ協議することとします。

3 交付単価及び交付額

(1) 交付単価は、10アール当たり43千円を上限とします。

(2) 交付額は、実際に遊休農地の解消に要した経費又は(1)の交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とします。

第5 企業参入促進事業

1・2 (略)

3 事業に要する経費の使途

企業参入促進事業に要する経費の使途は、別表2の4に掲げる内容とします。

なお、経費のうち、賃金、専門員等設置費、技能者給、手当及

(別記1)

農地中間管理機構事業

(新設)

第4 企業参入促進事業

1・2 (略)

3 事業に要する経費の使途

企業参入促進事業に要する経費の使途は、別表2の3に掲げる内容とします。

なお、経費のうち、賃金、専門員等設置費、技能者給、手当及

<p>び旅費（以下「賃金等」といいます。）については、設定された単価が妥当であるか精査する必要がありますので、支給規則等を事業実施計画提出の際に添付してください。</p> <p>また、事業実施主体は、賃金等の支払いの対象となった者の日誌等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容等を証明しなければなりません。</p>	<p>び旅費（以下「賃金等」といいます。）については、設定された単価が妥当であるか精査する必要がありますので、支給規則等を事業実施計画提出の際に添付してください。</p> <p>また、事業実施主体は、賃金等の支払いの対象となった者の日誌等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容等を証明しなければなりません。</p>
<p>(別記1別紙)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理事業等推進事業</p> <p>第1 要綱本文第11の1に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1により算定された額とします。</p> <p>なお、別表2の区分欄の2の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10相当）」とします。<u>ただし、事務等経費のうち事務所使用料、パソコンのリース料及びプリンター・複合機のリース料は「定額（6/10相当）」とします。</u></p> <p>1 算定方法</p> <p>① 事業費×定額（7/10相当）</p> <p>なお、事務所使用料、パソコンのリース料及びプリンター・複合機のリース料は、<u>事業費×定額（6/10相当）</u></p> <p>② (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(別記1別紙)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理事業等推進事業</p> <p>第1 要綱本文第11の1に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1により算定された額とします。</p> <p>なお、別表2の区分欄の2の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10相当）」とします。</p> <p>1 算定方法</p> <p>① 事業費×定額（7/10相当）</p> <p>② (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;"><u>遊休農地解消緊急対策事業</u></p> <p>第1 目的</p> <p><u>担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します。</u></p> <p>第2 本事業の対象</p> <p>1 農用地区域内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地と</p>

	<p>します。</p> <p><u>2 機構が農地中間管理権（使用貸借のみとします。）を10年以上設定し、機構が遊休農地を借受け・解消した年度から翌年度までに貸付け又は研修事業への活用が見込まれる遊休農地を対象とします。</u></p> <p><u>第3 対象となる経費</u> <u>草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費を対象とします。</u> <u>ただし、「その他必要と認められる経費」については、事前に地方農政局等へ協議することとします。</u></p> <p><u>第4 交付単価及び交付額</u> <u>1 交付単価は、10アール当たり43千円を上限とします。</u> <u>2 交付額は、実際に遊休農地の解消に要した経費又は1の交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とします。</u></p>
<p><u>(別記2)</u> 機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）</p> <p>第3 事業の内容 1・2 （略） （削る。）</p> <p><u>3 機構集積協力金推進事業</u> 都道府県及び市町村が実施する<u>1及び2</u>の協力金及び奨励金の交付に要する経費を<u>第7</u>により補助します。</p>	<p><u>(別記3)</u> 機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）</p> <p>第3 事業の内容 1・2 （略） <u>3 経営転換協力金交付事業</u> <u>機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、第7により協力金を交付します。</u></p> <p><u>4 機構集積協力金推進事業</u> 都道府県及び市町村が実施する<u>1から3</u>までの協力金及び奨励金の交付に要する経費を<u>第8</u>により補助します。</p>

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

(1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域（令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議の場が開催されている区域を含む。）に含まれていること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア (略)

イ 一般地域（(2)のアの（ア）に該当する「地域」の区分1から区分3又は中山間地域（(2)のアの（イ）に該当する「地域」の区分1及び区分2）にあつては、4の（1）の機構の活用率の算出における機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域については0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること。

ウ (略)

(2) 交付単価

ア 4の（1）の「機構の活用率」に応じて、該当する区分に規定する「交付単価」とします。

（ア）一般地域（（イ）の地域以外）

区分1：機構の活用率が40%超50%以下・・・1.3万円/10a

区分2：機構の活用率が50%超70%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が70%超80%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が80%超・・・2.8万円/10a

（イ）中山間地域

（削る。）

区分1：機構の活用率が15%超30%以下・・・1.6万円/10a

区分2：機構の活用率が30%超50%以下・・・2.2万円/10a

区分3：機構の活用率が50%超80%以下・・・2.8万円/10a

区分4：機構の活用率が80%超・・・3.4万円/10a

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

(1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域（令和5年度及び令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域を含む。）に含まれていること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア (略)

イ 一般地域（(2)のアの（ア）に該当する「地域」又は中山間地域（(2)のアの（イ）に該当する「地域」）の区分1にあつては、4の（1）の機構の活用率の算出における機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域については0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること。

ウ (略)

(2) 交付単価

ア 4の（1）の「機構の活用率」に応じて、該当する区分に規定する「交付単価」とします。

（ア）一般地域（（イ）の地域以外）

区分1：機構の活用率が20%超40%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が40%超70%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が70%超80%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が80%超・・・2.8万円/10a

（イ）中山間地域

区分1：機構の活用率が4%超15%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が15%超30%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が30%超50%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が50%超80%以下・・・2.8万円/10a

区分5：機構の活用率が80%超・・・3.4万円/10a

ただし、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします。（別記2別表1の2に掲げる区域は除きます。）

イ 別記2別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、アの（ア）及び（イ）の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積は除きます。

ウ （略）

(3)・(4) （略）

4 （略）

5 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、地域の实情に応じ、受け手若しくは出し手への支援又は「地域」としての活動の費用とするなど、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

(削る。)

6 （略）

第6 集約化奨励金交付事業

1 （略）

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 事業実施年度の前年度の2月末から目標年度（事業実施年度

ただし、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします。（別記3別表1の2に掲げる区域は除きます。）

イ 別記3別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、アの（ア）及び（イ）の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積は除きます。

ウ （略）

(3)・(4) （略）

4 （略）

5 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

6 交付金の返還

市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることとします。

7 （略）

第6 集約化奨励金交付事業

1 （略）

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 事業実施年度の前年度の2月末から目標年度（事業実施年度

の翌々年度（(ア)のb、(イ)のb又は(ウ)のbの場合は事業実施年度の翌々翌年度）。以下同じ。）の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア)「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。

a 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

(イ)「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

a 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

(ウ)次に掲げる団地面積の割合が30%以上の「地域」において、a若しくはbの団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

a 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

イ (略)

ウ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の団地化に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。

(ア) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の増加と一体的に取り組むこと。

(イ) 目標地図との整合を図りつつ、目標年度までに当該団地を同一又は隣接の耕作者に転貸すること。

エ 農地の集約化による効果に係る次に掲げるいずれかの成果目標を設定することが必要です。

(ア) 販売額又は所得額の10%以上の増加

(イ) 生産コストの10%以上の削減

(ウ) ほ場作業時間の10%以上の削減

の翌々年度。以下同じです。)の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。

(新設)

(新設)

(イ)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

(新設)

(新設)

(ウ) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

(新設)

(新設)

イ (略)

(新設)

(新設)

(エ) 上記に準ずる目標を設定する場合は、地方農政局等と協議すること。

(2) 交付単価

ア 2の(1)のアの交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1：2の(1)のアの(ア)・・・1.0万円/10a

区分2：2の(1)のアの(イ)又は(ウ)・・・3.0万円/10a

イ (略)

ウ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

3 交付額

(1) (略)

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地(令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じです。)は対象外とします。

$$\text{交付対象面積 (転貸)} = \text{対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積}$$

$$\text{交付対象面積 (受託)} = \text{対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積}$$

注1 (略)

注2：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

注3：2の(1)のアの(ア)のb、(イ)のb及び(ウ)のbによる団地面積のうち対象期間内に転貸により新たに団地化した面積を交付対象面積とする場合、1団地当たりの交

(2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1：2の(1)の(ア)・・・1.0万円/10a

区分2：2の(1)の(イ)又は(ウ)・・・3.0万円/10a

イ (略)

(新設)

3 交付額

(1) (略)

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地(令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じです。)は対象外とします。

$$\text{交付対象面積 (転貸)} = \text{対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積}$$

$$\text{交付対象面積 (受託)} = \text{対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積}$$

注1 (略)

注2：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

(新設)

付対象面積の上限は、一般地域（第5の3の（2）のアの（ア）に該当する地域）の場合4.0ha、中山間地域（第5の3の（2）のアの（イ）に該当する地域）の場合2.0haとします。

注4：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

4～6 （略）

(削る。)

注3：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

4～6 （略）

第7 経営転換協力金交付事業

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）とします。

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者
- (2) リタイアする農業者
- (3) 農地の相続人で農業経営を行わない者

2 交付要件

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構^{*}に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。

ただし、以下の自作地を除きます。

ア 農業振興地域外の自作地

イ 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地

ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

- (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。

ただし、以下の自作地を除きます。

ア 農業振興地域外の自作地

イ 農業振興地域内の 10a 未満（畦畔を除いた面積とします。）
の自作地

ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたもの
の返還された農地

(3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない
者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又

は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地が
ある場合には、これらを解除することが必要です。

(4) 遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。ただし、
所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向
調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、
遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなします。

(5) 自作地に共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協
力金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、
交付申請者が行ってください。

また、機構法第 22 条の 3 に掲げる共有者不明農用地等に係る
公示又は農地法第 41 条に掲げる都道府県知事の裁定の手續によ
り機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合
にあっても、同様です。

(6) 交付対象者は、交付決定後 10 年間、次のことを行えません。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新た
な取得及び特定農作業受託

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わ
ない者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得
及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、
交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の

満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、
(2) に準じて機構に農地を貸し付けることが必要です。

(7) 機構に貸し付けた農地が、全く転貸又は特定農作業委託されない場合は交付を行いません。

また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。

(8) 本協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度以降に再度本協力金の交付を受けられません。また、以下の補助金の交付を受けた者及びその相続人は本協力金の交付を受けられません。

ア 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 432 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に基づく経営転換協力金

イ 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく被災地域農地集積支援金及び改正後の同実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 462 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく経営転換支援金

3 交付額

平成 31 年 1 月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度 12 月末までに交付申請があった農地面積（畦畔面積を含みません。）に応じ、以下の金額を交付します（交付申請の時期が、令和 5 年度を過ぎた場合は交付されません。）。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

令和 5 年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0 万円/10a(上限 25 万円/戸)

なお、令和 5 年度は、機構に貸し付けられた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に第 5 の地域集積協力金交付事業又は第 6 の集約化奨励金交付事業（以下「地域集積協力金交付事業等」といいます。）の交付申請を行う「地

域」に含まれる場合についてのみ交付対象とします。

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、同一年度内に地域集積協力金交付事業等の交付を受け、かつ本協力金の交付対象農地の最大の面積が含まれる「地域」の市町村に対し提出してください。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記3様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記3様式第2号）」

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、申請のあった市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

5 交付金の返還

市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

ただし、^{*}土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還させる必要はありません。

第7 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5及び第6の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

第8 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5、第6及び第7の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

第8 農地集積・集約化状況の報告等

1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度又は翌々翌年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。

なお、集約化奨励金交付事業の実施「地域」のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

3・4 (略)

第9 (略)

第10 その他留意事項

(削る。)

1 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約されるよう、留意してください。

(削る。)

第9 農地集積・集約化状況の報告等

1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。

なお、地域集積協力金交付事業で目標達成計画の作成「地域」のうち、目標年度において交付要件を達成していない「地域」又は、集約化奨励金交付事業の実施「地域」のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

3・4 (略)

第10 (略)

第11 その他留意事項

1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記3様式第1号及び第2号の別添により適切に取り扱うよう留意してください。

2 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約されるよう、留意してください。

3 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましいと考えています。

2・3 (略)

4・5 (略)

(別記2別表1・2) (略)

(別記3別表1・2) (略)

(削る。)

別記3様式第1号

農業部門の減少による経営転換
経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請
します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力
金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の
所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わない
こと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還するこ
とを誓約します。

記

申請年月日 年 月 日

交付申請者欄	フリガナ			
	氏名			
	住所	(〒 -)	都道府県	市区町村
	電話	- -	FAX	- -

(1) 経営面積

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

番号	品目

廃止する農業部門

番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。
 ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
 ③ 施設野菜 ④ 露地果樹
 ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
 ⑦ 施設花き ⑧ 茶
 ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ
 ⑪ その他(上記以外の農業生産部門)

(3) 交付申請面積及び交付申請金額 ((1) の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 耕作等を続ける農地

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(削る。)

別記3様式第2号

リタイア、相続

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請

します。

また、①書きの記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日 年 月 日

交付申請者欄	フリガナ			
	氏名			
	住所	(〒 -)	都道 府県	市区 町村
電話	- -	FAX	- -	

(1) 経営面積

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額 ((1) の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額 円

(3) 耕作等を続ける農地

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">自作地</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> </table> <p>※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含みます。)</p> <p>※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">〈農業委員会記入欄〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">遊休農地の 所有の有無</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">有 ・ 無</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <small>〔「有」の場合〕 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)</small> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <input type="checkbox"/> 該当する </td> </tr> </table> <p>(4) 個人情報の取扱いの確認</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">「個人情報の取扱い」に記載された内容について</td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <input type="checkbox"/> 同意する </td> </tr> </table>	自作地			㎡	遊休農地の 所有の有無	有 ・ 無	<small>〔「有」の場合〕 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)</small>	<input type="checkbox"/> 該当する	「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
自作地											
	㎡										
遊休農地の 所有の有無	有 ・ 無	<small>〔「有」の場合〕 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)</small>	<input type="checkbox"/> 該当する								
「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する										
(削る。)	<p>(別記3様式第1号及び第2号の別添)</p> <p style="text-align: center;">個人情報の取扱い (例)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報と取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県</p> </div>										

及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

<p>事業等 (注1)</p>	<p>農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)</p>
<p>関係機関 (注2)</p>	<p>国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 (※ その他追加する機関があれば追加すること)</p>

(別記3)

機構集積支援事業

第9 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。

(削る。)

(別記4)

機構集積支援事業

第9 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。なお、第2の2の(1)の事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別添により適切に取り扱うよう留意してください。

(別記4別添)

地域計画に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する地域計画に記載する、目標地図に位置付けられた農業を担う者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となる場合には、個人情報の利用目的を明らかにし、今後の地域の中心となる経営体本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

個人情報を利用する事業等や関係機関が新規に追加された場合（これらの単なる名称変更の場合は除きます。）は、改めて本人の同意を得ることが必要です。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています。）。

- 1 集落・地域での話し合い及び関係機関による検討会における検討を経て、地域計画を作成する、国へ報告するなど本事業の実施に利用すること並びに農地中間管理機構の業務に利用すること。
- 2 地域計画の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 地域計画の作成及び地域計画上の目標地図に位置付けられた農業を担う者として位置付けられていることが要件、優先配慮事項等となっている各種関連事業（※）の確認に利用する場合があること。
- 4 農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること。
- 5 1から4までの実施に伴い、必要最小限度の情報を関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る例

	<p><u>個人情報の取扱いについて、同意を得る方法として次の方法が考えられます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 農業者に地域計画を配付する際、一緒に別紙を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。</u> <u>2 集落座談会等で農業者に地域計画を説明する際、地域計画の裏面に別紙の文言を印刷し、賛同した者については、その場で同意名簿に署名してもらう。</u> <u>3 別紙において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。</u> <p>※ <u>各種関連事業とは、経営継承・発展等支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農業経営継承保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成金交付事業）、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業等をいいます。</u></p> <p><u>また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。</u></p>
(削る。)	<p><u>(別紙) 農業委員会→農業者向け</u></p> <p style="text-align: center;"><u>個人情報の取扱い（例）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p><u>機構集積支援事業に係る個人情報の取扱いについて</u></p> </div>

農業委員会は、機構集積支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令の規定に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農業委員会は、本事業による集落等の地域の話合い及び検討会での審査・検討並びに国への報告で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付や統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限の情報を提供する場合があります。

<p>事業等 （注1）</p>	<p>経営継承・発展等支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農業経営承継保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成金交付事業）、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業、農林水産統計調査等 （※ その他追加する事業等があれば明確にすること）</p>
<p>関係機関 （注2）</p>	<p>国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機</p>

	<p>関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業及び担 い手経営発展支援金融対策事業の事業実施主体、農地中 間管理機構 等 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)</p> <p>個人情報の取扱いの確認</p> <p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します</p> <p>令和 年 月 日 (法人・組織名) 氏名 (代表者名)</p>
別記3様式第1号～第8号 (略)	別記4様式第1号～第8号 (略)
(別記4) (略)	(別記5) (略)
別記4様式 (略)	別記5様式 (略)

附 則 (令和6年3月29日付け5経営第2447号)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。